

障害福祉サービス事業所物価高騰対策緊急支援金について

1. 目的

この支援金は、電気・ガス・燃料等の物価高騰の長期化により、影響を受けている障害福祉サービス事業所に
対し、施設の運営状況や規模に応じて支給し、事業の継続を支援するものです。

2. 対象事業所及び支援金額

令和4年12月末日時点で、鳥栖市内において下記の事業所等を開設し、申請日において事業所を休止し
ておらず、継続してサービスを提供する事業所とします。この支援金の申請については、原則、施設を管理・運営す
る法人等が、その運営する障害福祉サービス施設分をまとめて申請を行う方法とさせていただきます。

○障害福祉サービス事業所※1

区分	サービス分類	支援金額
障害者 福祉施設	a 障害者支援施設	定員1人あたり 10,000円
	b 障害児入所施設	
	c 共同生活援助	
	d 福祉ホーム	
通所系 事業所	a 生活介護	定員1人あたり 5,000円
	b 短期入所	
	c 自立訓練（生活訓練）	
	d 就労移行支援	
	e 児童発達支援	
	f 放課後等デイサービス	
	g 地域活動支援センター	
就労継続 支援事業 所	a 就労継続支援（A型）	施設あたり 50,000円
	b 就労継続支援（B型）	
訪問系 事業所	a 居宅介護等	施設あたり 50,000円
	b 重度訪問介護	
	c 同行援護	
	d 行動援護	
	e 就労定着支援	
	f 保育所等訪問支援	
	g 居宅訪問型児童発達支援	

相談系 事務所	a	計画相談支援	施設あたり 50,000円
	b	障害児相談支援	
	c	地域移行支援・地域定着支援	
	d	障害者就業・生活支援センター	
	e	発達障害者支援センター	

※1 令和4年12月末日時点において、鳥栖市内で以下の法令に基づく許可、認可、指定若しくは登録を受けた、もしくは届出を行った上表に記載する事業所

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法

【対象とならない事業所】

- ・申請日時点で休止している事業所
- ・県や市、事務組合等、地方公共団体が設置している事業所
- ・介護予防・日常生活支援総合事業による指定事業所
- ・支援金の支給対象となる減の指定等事業と同一の事業所において、設備や人員を共有し、一体的に事業が運営されているとみなす以下の介護サービス事業所
- ・空床利用型の短期入所事業所

3. 申請手続き

1 受付期間

申請締め切りは令和5年2月28日（火）です。（※17時必着）

2 提出書類

申請の際に提出いただく書類は下記のとおりです。

- ① 障害福祉サービス事業所等物価高騰対策緊急支援金申請書兼請求書（様式第1号）

※上記のサービス分類が2つ以上対象となる場合は申請書兼請求書内訳（様式第1-1号）も必要

- ② 障害福祉サービス事業所等物価高騰対策緊急支援金の入金口座確認書（様式第2号）

- ③ 誓約書（様式第3号）

3 申請方法

この支援金の申請は、様式第1～3号を郵送または窓口に提出してください。

郵送の場合は、次の宛先に申請書を送付してください。

〒841-8511 鳥栖市宿町1118番地

鳥栖市役所 高齢障害福祉課 障害者支援係

物価高騰対策緊急支援金担当 あて

窓口に出される場合は、月曜日から金曜日（祝日は除く）の9時から17時までに、高齢障害福祉課の窓口へお願いします。

4. お問い合わせ先

鳥栖市役所 高齢障害福祉課 障害者支援係

電話 0942-85-3642

月曜日から金曜日（祝日は除く）の9時から17時

5. その他

佐賀県においても、物価高騰対応支援金が施設等の運営状況や規模に応じて支給されています。

詳しくは佐賀県HPをご確認ください。